

第百十九号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第六条の二第二項」を「第六条の二」に、「第四項及び第十項」を「及び第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。